

令和8年4月 木更津市定例教育委員会会議 会議録

1. 日 時 令和8年4月20日(月) 午後1時00分～午後1時28分
2. 場 所 木更津市役所朝日庁舎 会議室2-4
3. 出席者 教育長及び委員
教育長 廣部 昌弘
委員 渡部 佳子
委員 豊田 雅之
委員 中島 緑
委員 中村 和人
職 員
教育部長 安田 貴之
教育部次長兼教育総務課長 亀田 聡史
教育部次長兼文化課長 水越 学
教育部部参事兼学校教育課長 上田 真里
学校給食課課長補佐 小泉 仁美
生涯学習課長 山下 理
まなび支援センター所長 難波 秀和
学校給食センター所長 石井 紀幸
図書館長 北村 晴美
郷土博物館金のすず館長 松本 明子
(会議事務局)
教育総務課管理係長 石井 靖宏
教育総務課副主幹 伊藤 浩之
4. 傍聴人数 1名(非公開案件2件)
5. 付議した事件
議案第8号 令和8年度教科用図書君津採択地区協議会規約の承認について
議案第9号 令和8年度教科用図書君津採択地区協議会委員の選出について
6. 報告事項
報告第10号 臨時代理の報告について
7. その他 木更津市教育委員会請願等取扱要綱を制定する告示について
木更津市教職員の働き方ガイドラインの改定について

8. 議事大要

○廣部教育長

定刻となりましたので、令和8年4月定例教育委員会会議を開催いたします。

会議録署名人には、中島委員にお願いいたします。また、前回3月定例会の会議録につきましては、中村委員と私とで、それぞれ確認、署名いたしました。

○廣部教育長

はじめに、本日の会議の開催にあたり、会議の公開の可否につきまして、委員の意見を求めます。

本日、提案が予定されております議案第8号「令和8年度教科用図書君津採択地区協議会規約の承認について」及び議案第9号「令和8年度教科用図書君津採択地区協議会委員の選出について」は、木更津市教育委員会会議規則第12条第2号及び第4号の「期日を指定して公表し、又は報道するもの」、「その他非公開で審議することが適当と認められるもの」に該当しますので、非公開といたしたいが、いかがでしょうか。

(異議なしの声)

○廣部教育長

それでは、ただいま申し上げました議案第8号、議案第9号につきましては、非公開に決定をさせていただきます。

○廣部教育長

次に、付議する事件でございますが、議案第8号「令和8年度教科用図書君津採択地区協議会規約の承認について」及び議案第9号「令和8年度教科用図書君津採択地区協議会委員の選出について」は、非公開案件でございます。傍聴人の方は、退席をお願いいたします。

(傍聴人退出)

○廣部教育長

はじめに、議案第8号「令和8年度教科用図書君津採択地区協議会規約の承認について」を議題に供します。事務局から提案理由の説明をお願いします。

<事務局説明・質疑>

○廣部教育長

採決に移ります。議案8号「令和8年度教科用図書採択地区協議会規約の承認について」につきまして、原案どおり賛成の方、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○廣部教育長

賛成全員で、原案どおり決定いたしました。次に、議案第9号「令和8年度教科用図書

君津採択地区協議会委員の選出について」を議題に供します。事務局から説明をお願いします。

<事務局説明・質疑>

○廣部教育長

採決に移ります。議案第9号「令和8度教科用図書君津採択地区協議会委員の選出について」につきまして、原案どおり賛成の方、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○廣部教育長

賛成全員で、原案どおり決定いたしました。本日、付議いたしました事件の審議は、以上といたします。

非公開案件が終了いたしました。傍聴人の入室をお願いします。

(傍聴人入室)

○廣部教育長

続きまして、報告事項でございますが、報告第10号「臨時代理の報告について」事務局から説明をお願いします。

○亀田教育部次長

報告第10号「臨時代理の報告について」、ご説明申し上げます。議案資料7ページをご覧ください。この報告は、木更津市教育委員会組織及び運営規則第6条第1項の規定により、教育長の臨時代理により、処理した案件に関するものでございます。

木更津市史編集委員会委員の辞任に伴い、附属機関設置条例第5条の規定により、後任の委員を委嘱することについて、委嘱の事務手続きを勘案すると、教育委員会会議を招集する暇がございませんでした。そのため、8ページのとおり、令和8年4月1日付けで教育長の臨時代理で処理いたしましたので、同条第2項の規定により、報告するものでございます。

後任として委嘱した委員は、市の職員1名で、任期は令和8年4月1日から前任者の残任期間である令和9年6月30日まででございます。なお、全委員の経歴等は、9ページの委員名簿のとおりでございます。説明は以上でございます。

○廣部教育長

ただいま、事務局から説明がありました。この件につきまして、ご質問・ご意見はございますか。

<委員の質問・意見なし>

○廣部教育長

ご質問、ご意見がないようですので、報告事項につきましては、以上といたします。

続きまして、その他でございますが、はじめに、「木更津市教育委員会請願等取扱要綱を制定する告示について」、事務局から説明をお願いします。

○亀田教育部次長

「木更津市教育委員会請願等取扱要綱を制定する告示について」ご説明申し上げます。議案資料10ページをご覧ください。教育委員会に対する請願・陳情につきましては、3月定例会議のその他案件として、ご説明いたしましたように、請願等の提出から審議、審議結果までの事務を適切に進めるため、新たに取扱要綱を制定したところでございます。第2条では、請願書等は、書面により必要事項を記載し、署名又は押印の上、提出すること規定しております。

第3条では、教育委員会会議への付議について規定しておりますが、受理から会議に付議するまでの事務手続きの期間を勘案し、提出期限を会議開催の14日前といたしました。

第5条は、請願者等の会議での発言について、規定しております。請願者等が、会議で趣旨説明の意見陳述を希望する場合は、会議の7日前までに申出書を提出することといたしました。この申し出があった場合は、発言の可否について、会議に諮り、発言を認める場合は、5分間を上限とすること、希望者が複数の場合は、代表者に限ることを第6条の第2号及び第3号で規定いたしました。そのほか、第6条では、会議における請願、陳情の審議から採決までの手順を規定しておりますが、第1号と第4号で、事務局の概要報告、参考意見について、規定いたしました。説明は、以上でございます。

○廣部教育長

ただいま、事務局から説明がありました。この件につきまして、ご質問、ご意見はございますか。

○豊田委員

請願等が出された時に、教育委員は会議の前に知ることができますか。会議の場で急に内容を知ることになりますか。

○亀田次長

現在資料を事前に配布しておりますので、引き続き、事前配布を考えております。

○渡部委員

意見陳述に対する質疑応答はしないけれども、事前に配布されている内容についての質疑応答はできるということでしょうか。

○亀田次長

おっしゃるとおりでございます。

○渡部委員

質疑応答できるタイミングっていうのは、陳述者の方が退出した後で、ご本人にはしないということでしょうか。

○亀田次長

ご本人に聞かなければわからない内容もあると思いますので、当然そこは、ご本人にご質問していただいてというふうには考えております。事務局の方で答えるような内容であれば事務局の方で答えたいと思います。以上でございます。

○廣部教育長

他にご質問、ご意見がないようですので、この案件につきましては、以上といたします。次に、「木更津市教職員の働き方ガイドラインの改定について」、事務局から説明をお願いします。

○上田教育部部参事兼学校教育課長

木更津市教職員の働き方改革ガイドラインの改定について、ご説明いたします。資料の2ページをご覧ください。本ガイドラインは、令和3年に策定し、国や県の方針等を受け、令和6年に見直しを行い、取り組んでまいりました。令和7年6月に、国は「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」(以下、「給特法」)を改正し、教職員の給与のうち、「教職調整額の支給率」を4%から段階的に10%に引き上げること等の、教員の処遇改善をすでに実施しています。改正された給特法は、令和8年4月施行となっており、教員の処遇改善のほかに、文部科学大臣が定める指針に即して、サービスを監督する教育委員会が、「業務量管理・健康確保措置実施計画」を定めることとされております。この「実施計画」は、現在ある「木更津市教職員の働き方改革ガイドライン」をブラッシュアップしたもので構わないと県からの助言があり、この度の法改正で必要とされる内容を盛り込み、「ガイドライン」を改定いたしましたのでご報告いたします。

資料4ページをご覧ください。改正したガイドラインには、主に(1)に示す時間外在校等時間の上限の設定、5ページにあります「学校と教師の業務の3分類」①学校以外が担うべき業務、②教師以外が積極的に参画すべき業務、③教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務、これらを踏まえ、本市の実態に応じた項目及び取り組み内容を記載いたしました。詳細につきましては、後ほどお読みいただければと思います。

法改正では、本ガイドラインを教育委員会会議、総合教育会議に報告し、公表することが義務付けられておりますことから、本会議後、直近で開催されます総合教育会議にて報告させていただきます。私からは、以上でございます。

○廣部教育長

ただいま、事務局から説明がありました。この件につきまして、ご質問、ご意見はございますか。

<委員の質問・意見なし>

○廣部教育長

ご質問、ご意見がないようですので、この案件につきましては、以上といたします。次に、「木更津市立公民館運営審議会の答申について」、事務局から説明をお願いします。

○山下生涯学習課長

木更津市立公民館運営審議会の答申について、ご説明いたします。資料は12ページから17ページでございます。令和8年4月1日付けで、これまで教育委員会が所管していた公民館は、市民協働部所管の「地域交流センター」へと移行しました。この移行に伴い、公民館長の諮問機関として長年にわたり公民館運営に関わってきた公民館運営審議会は、令和8年3月をもって廃止されました。令和8年3月25日に開催された最後の公民館運営審議会定例会においては、これまで50年以上にわたり地域に根差した社会教育・生涯学習を推進してきた公民館の実践を踏まえ、今後、教育委員会が進める生涯学習および社会教育の一層の充実に向けて、「地域づくりや地域交流の推進を図りながら、生涯学習事業および社会教育事業を充実させるための方策について」との答申が提出されました。答申では、誰もが学び合える場としての役割の継承、地域住民や子ども・若者との継続的な関わりの重要性、地域活動の支援、防災・防犯を支える拠点としての機能、そして人と人をつなぐ職員の専門性の重要性などについて、幅広い視点から具体的な提言が示されています。なお、地域交流センターへ移行した後においても、公民館が果たしてきた「人づくり」「絆づくり」「地域づくり」の理念を引き継ぎ、単なる貸館機能にとどまることなく、地域の核となる拠点として、この答申の趣旨を十分に反映した運営を行うよう強く要望されたことも、あわせてご報告させていただきます。説明は、以上でございます。

○廣部教育長

ただいま、事務局から説明がありました。この件につきまして、ご質問、ご意見はございますか。

○中島委員

公民館として運営していたときは、定期的に公民館長らが集まって意見交換をする場というものが、設けられていたかと思いますが、今月から、コミュニティセンター化の運営が始まって、今後はそういった、各地域で集まって、意見交換とか情報交換するとかっていうことはすごく有意義かなと思いますが、そのような場は引き続きあるのかを教えてくださいたいです。

○山下生涯学習課長

引き続き、今度は地域交流センター長会議というような名称で、月1回、各センター長、職員も含めて集まる機会は、市民活動支援課が設けておりまして、そこに生涯学習課も同席するような形で、月1回定期的に会議を持つ予定になっております。

○豊田委員

センター長が集まる協議会というのが毎月ということですが、今までのように地域の方が、公民館運営審議会委員として集まるようなものはありますか。

○山下生涯学習課長

市民活動支援課の所管となりますが、地域協働推進協議会という新たな協議会が設置される予定になっております。

○廣部教育長

その他、委員の皆様から総体的にご意見等ございますか。

<委員の意見等なし>

○廣部教育長

他にご意見等ないようですので、その他を終了いたします。

それでは、事務局から次回の教育委員会会議について、連絡をお願いします。

○事務局

次回、5月定例教育委員会会議につきましては、令和8年5月18日（月）午後1時から市役所朝日庁舎会議室2-4で開催いたしますので、よろしくお願いいたします。

○廣部教育長

以上をもちまして、令和8年4月定例教育委員会会議を終了いたします。

会議録署名人 教 育 長

委 員